

世田谷区「産後ケア事業」の 取り組みについて

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課
児童相談支援担当係長 石田 貴幸



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

【世田谷区の概要】

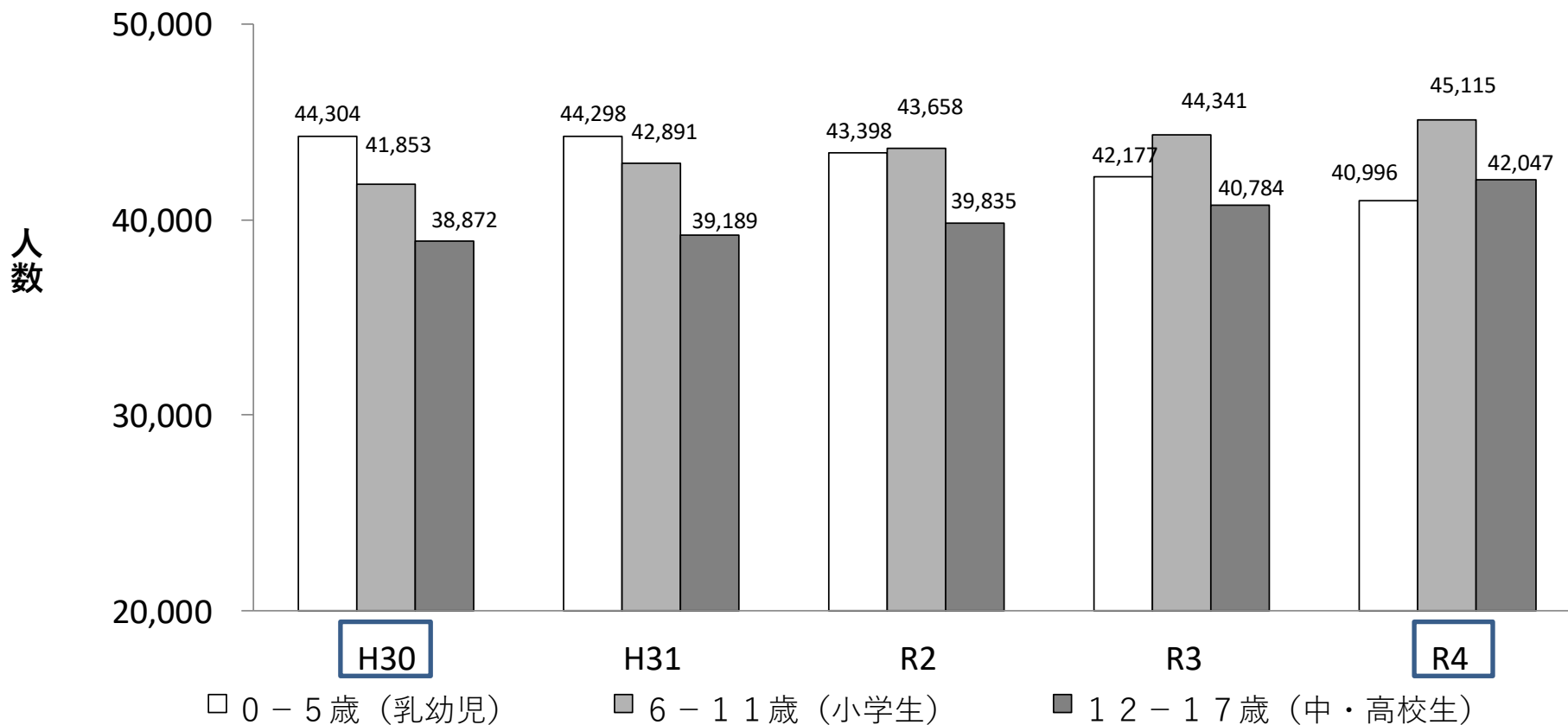
- 東京都内の特別区23区中の1つ。都心に近い住宅地。
- 面積は、58.05 k m²で、23区中で2位。
- 5つの行政区域毎に総合支所を設けている。
- 区職員数は約5700人。（令和3年4月現在）
- 人口
 - ・ **915,439**人(令和5年1月1日現在)
 - うち、児童(0~17歳)：**127,140**人
 - 年少(14歳以下)：**11.63%** 老齢(65歳以上)：**20.4%**
 - ・ 特別区で1位。
 - ・ 昭和62年(1987年)をピークに減少していたが、バブル崩壊後に転入者が多くなり、平成7年(1995年)以降は再び増加。
- 出生数：**6,216**人(令和4年1月1日~12月31日の集計)
- 合計特殊出生率：**0.97**(東京都：**1.04**) (令和4年10月現在)
- 双子以上：**134**人
- 若年出産(19歳以下)：**1**人
- 高齢出産(※)：**1,800**人 出生数の**29.0%** (※35歳以上の初産と40歳以上の経産)
- 出生順位別の割合：**第1子…3,609人 第2子…2,078人 第3子…446人**
第4子以降…**83**人
- 世帯数
 - ・ **491,585**世帯
 - ・ 1世帯平均**1.86**人

【世田谷区の人口の推移】

総人口・児童人口ともに増加。年代別では、乳幼児の増加が顕著だったが、最近では小学生以上の増加が目立ち、傾向が変わりつつある。

★ここ5年間（H30～R4）の増減

・総人口 16,101人増↑ ・0-5歳 3,308人減↓ ・6-11歳 3,262人増↑ ・12-17歳 3,175人増↑



【出生数と合計特殊出生率の推移】

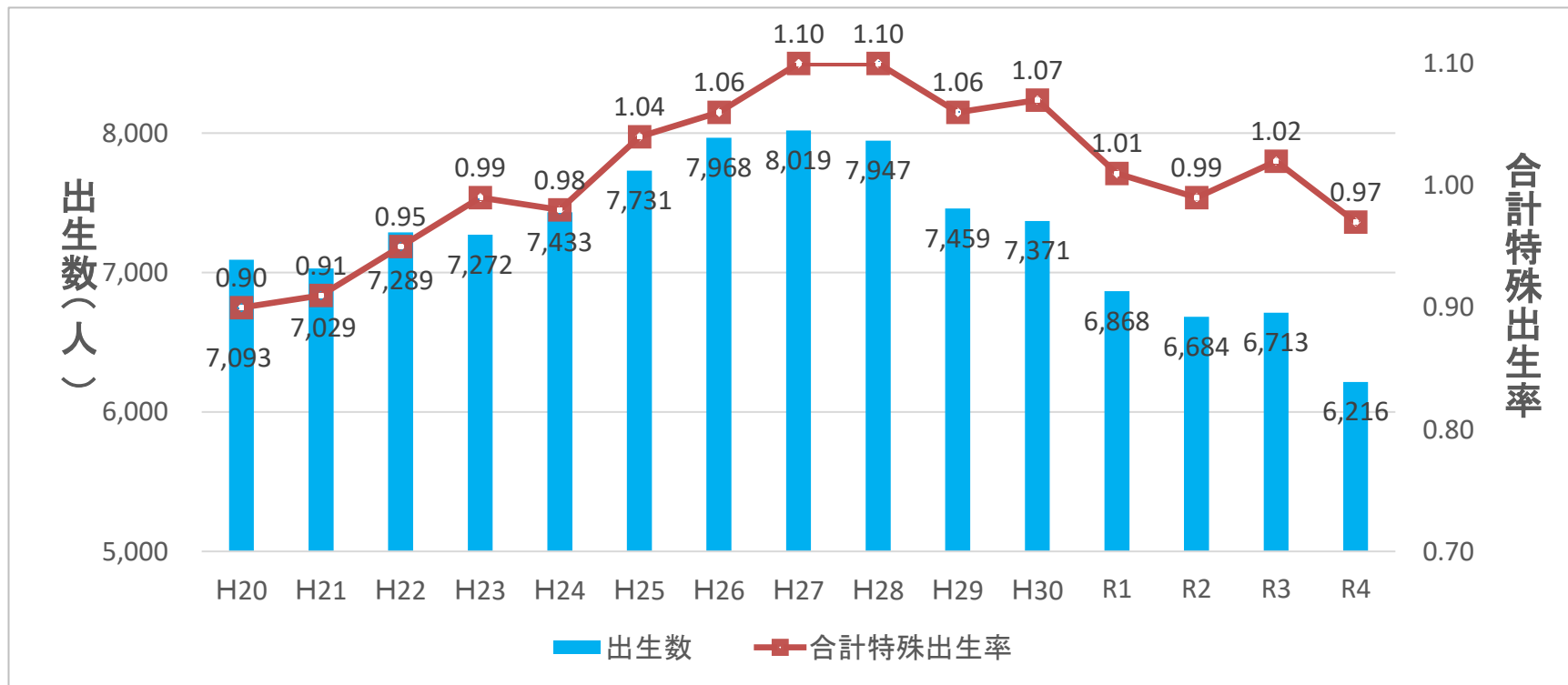
出生数、合計特殊出生率とともに増加傾向にあったが、ここ数年は減少傾向

・出生数

(H18) 6,460人 ⇒ (H27) 8,019人 ⇒ (R4) 6,216人

・合計特殊出生率

(H18) 0.82 ⇒ (H27) 1.10 ⇒ (R4) 0.97



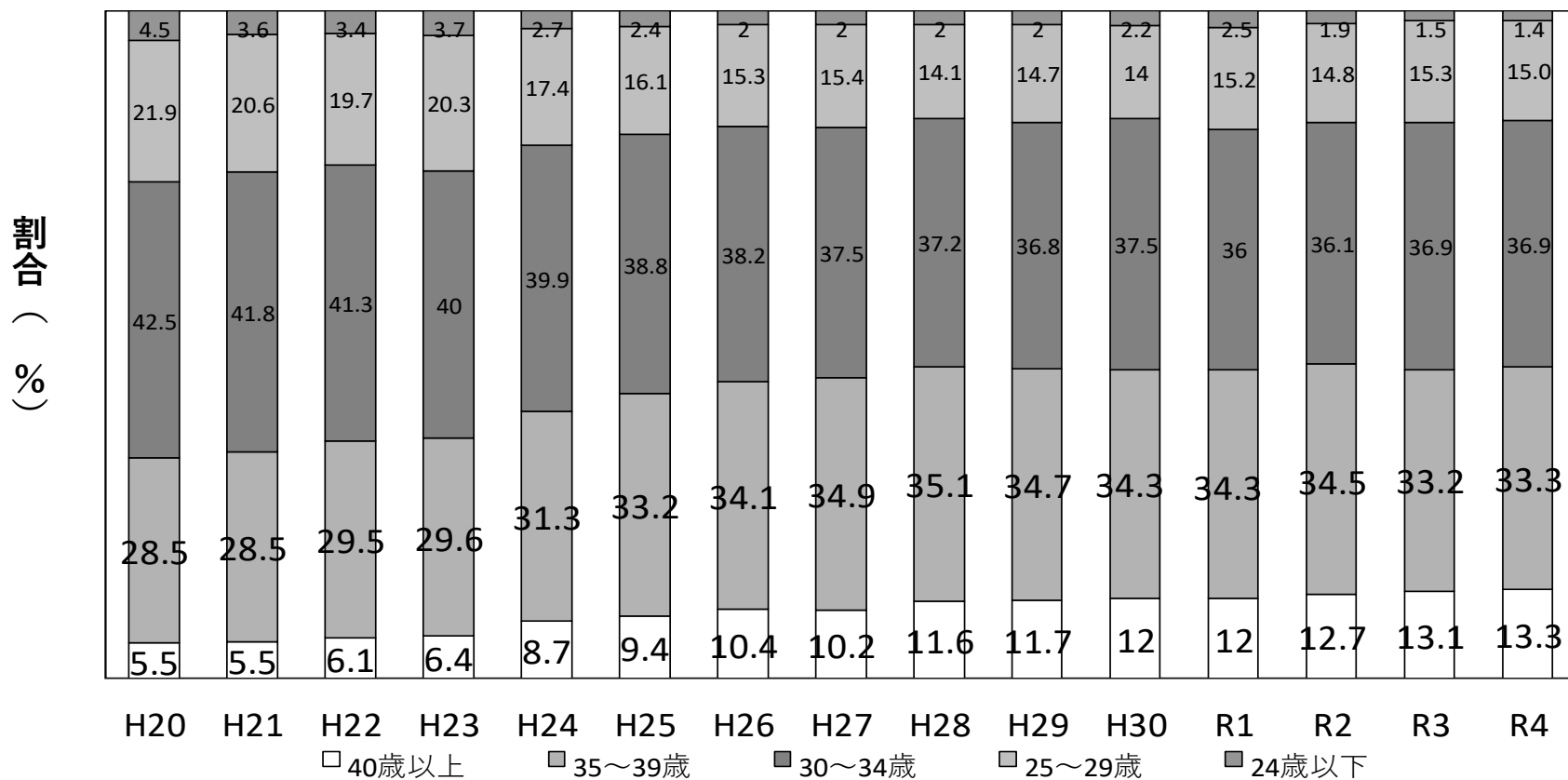
【出産時の母の年齢別割合の推移】

35歳以上で出産する割合は概ね増加傾向で推移。

35歳以上の出産は全体の46.6%を、

また高齢出産（35歳以上の初産婦と40歳以上の経産婦）は

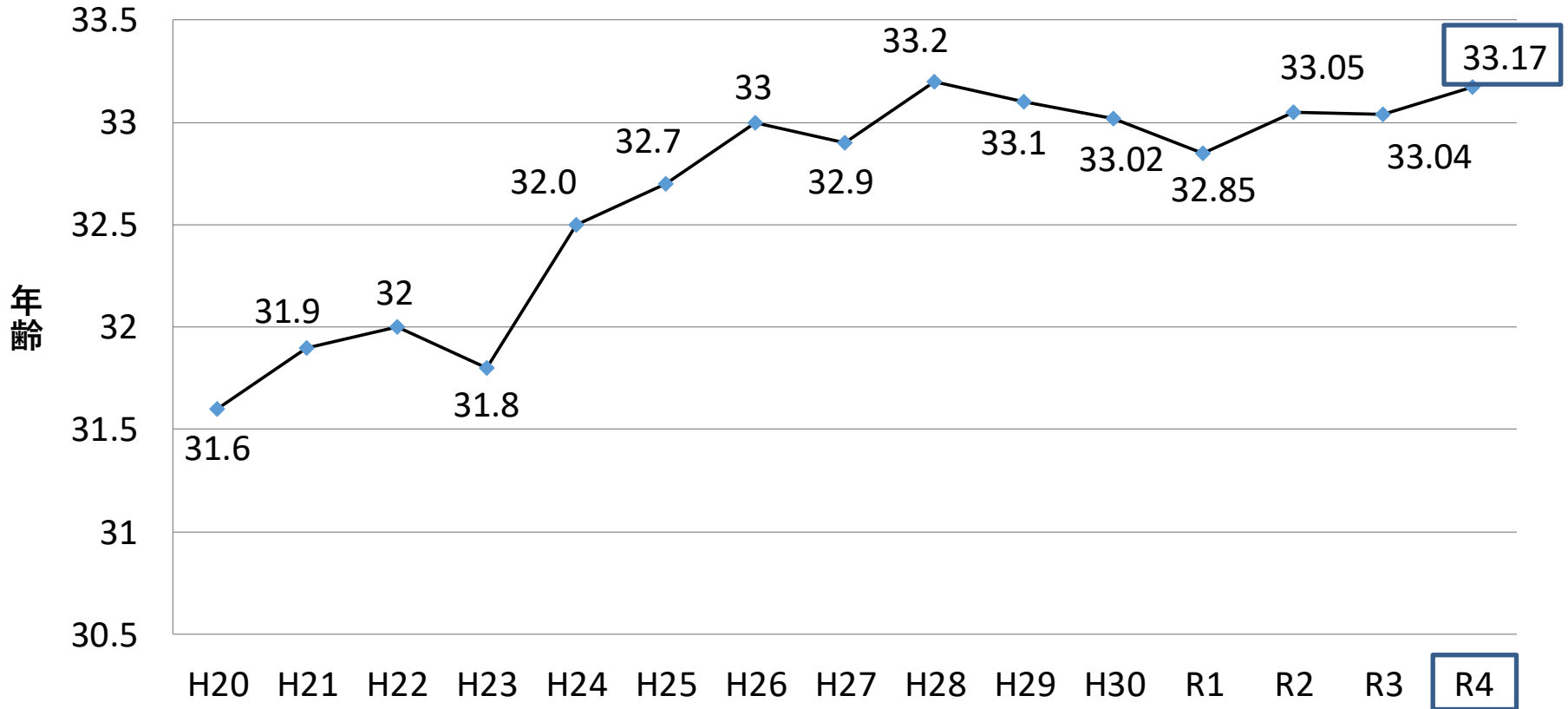
出生数の29.0%を占めている。



【世田谷区の第1子出生時の母の平均年齢の推移】

第1子出生時の母の平均年齢は概ね上昇傾向で推移。

出産の高齢化が進んでいることが伺える。



【子育ての状況】

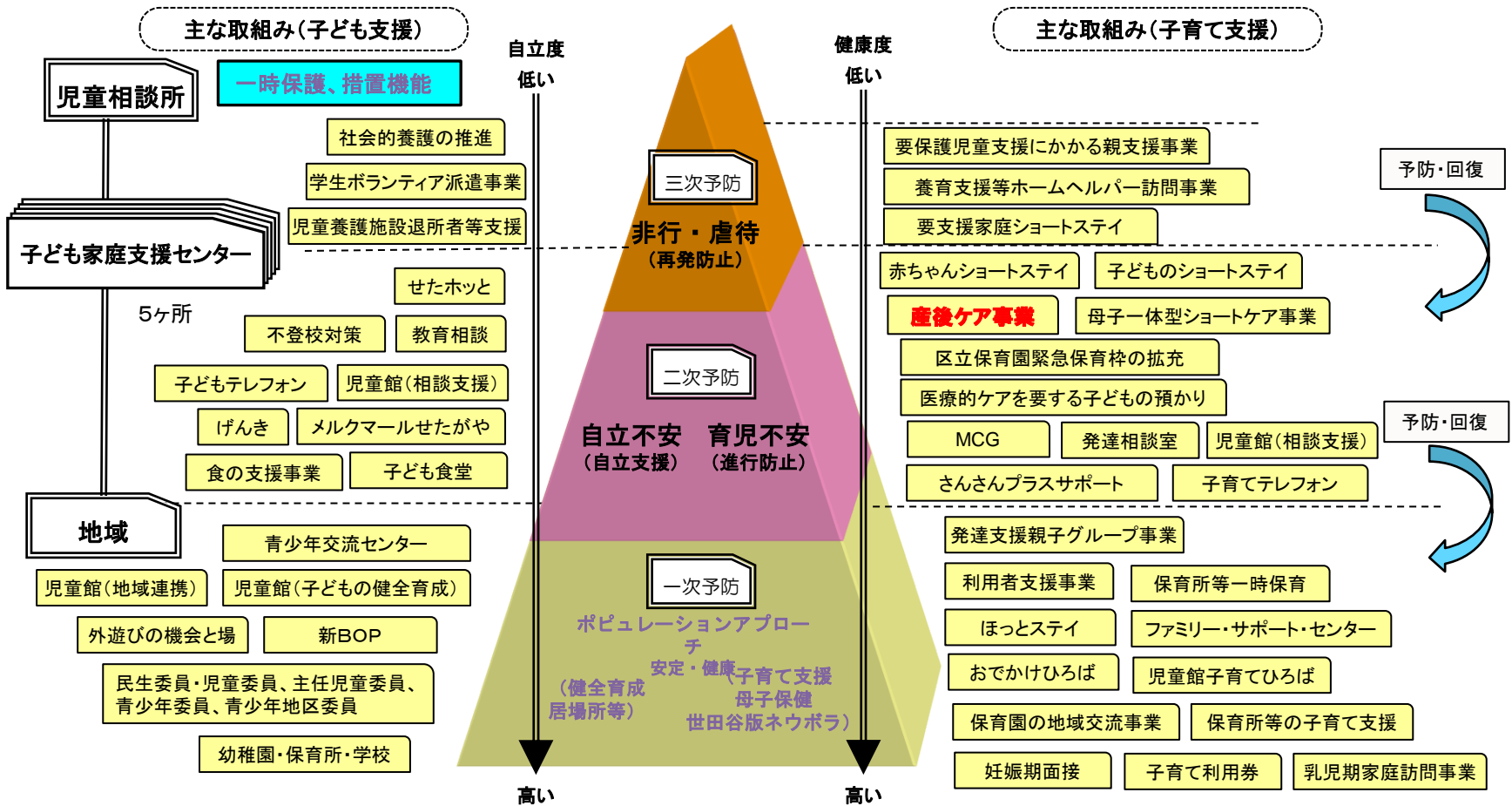
令和4年（2022年）5月に、未就学児及び就学児の保護者12,000名を対象に実施したニーズ調査の結果より推測される子育ての状況

【ニーズ調査の結果】

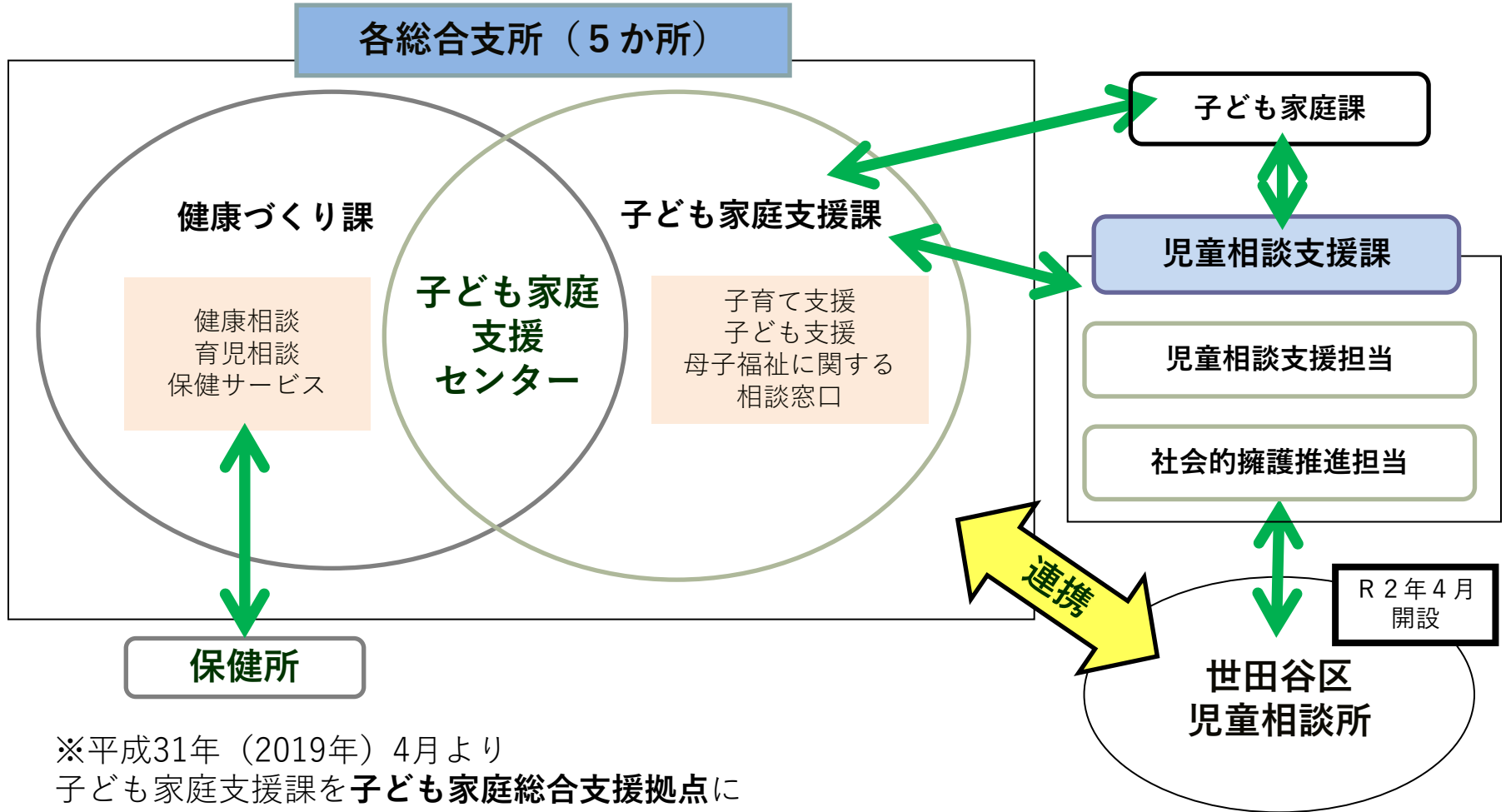
- ① 日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が「誰もいない」との回答が半数（祖父母の同居・近居がない世帯に限ると7割前後）
- ② 妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況がある
- ③ 子育ての心配ごとや悩みごとの相談先が少なくなっている
- ④ 「子育てが辛い」と感じる保護者ほど、子育ての心配ごとや悩みごとの相談先の数が少ない傾向がある。

【児童虐待の予防事業】

「児童虐待のないまち世田谷をめざして」



【世田谷区の相談窓口】



※平成31年（2019年）4月より
 子ども家庭支援課を子ども家庭総合支援拠点に
 健康づくり課を中心に子育て世代包括支援センターに位置付けている。

【産後ケア事業開始の経緯】

背景

【社会保障審議会児童部会
～児童虐待等要保護事例の検証
に関する専門委員会～
第2次報告】から

- 児童虐待に関する相談が増加している
- 乳児期初期に重症例が発生しやすい

★できるだけ早い時期
(周産期)からの
関わりが必要！

【さんさんサポート事業
(当時)】から
専門家に繋ぐ相談事で多いもの

- 子どもへのかかわり方がわからない
- 離乳食や夜泣きへの対応方法がわからない
- 母の体調不良や気分の不調がある
- 近くに知人がいない、相談する人がいない

★不安が強い時期に
集中的に支援する
方法が必要！

【母親学級】から

- 里帰り予定者が多い
- 出産前の不安事で多いもの
 - ・母の体調不良
 - ・母乳育児がしたいができるだろうか
 - ・父の帰宅が遅く協力が期待できない
 - ・産後の手伝いがいない
 - ・相談者がいない

★育児不安の段階で
発見し、効果的な
サービス導入を
することが大切！

これらを実現するために、産後ケア事業を検討することに・・・

【法的な整備】

当時…

全国初の事業（医療機関ではない）で、
根拠法令がなかったため、国や東京都に確認
しながら整備した。

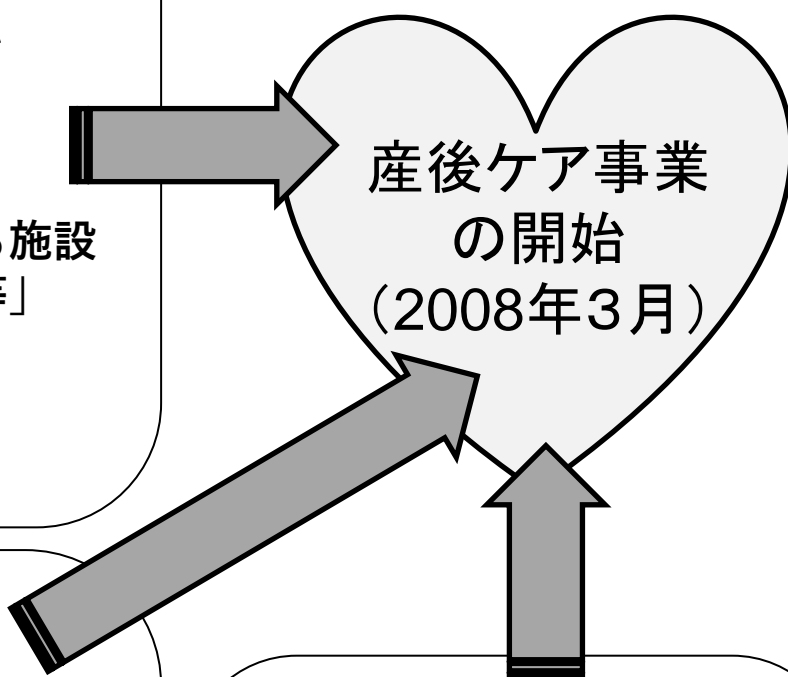
- ①事業のしくみ：児童福祉法に規定される
「子育て短期支援事業」に準じる事業
- ②建築基準法：「児童福祉施設」に準じる施設
- ③消防法：「旅館、ホテル、宿泊所等」
- ④旅館業法届出
- ⑤飲食店営業届出
- ⑥勤務する助産師全員の助産所開業届出

【施設づくり】

- ①区有地の貸付
- ②事業者が、東京都「保健福祉基盤等包括補助
及び「世田谷区の補助金」を活用し建設。

事業費：23,657万円

交付額：14,000万円（東京都1/3、世田谷区1/3補助）



産後ケア事業
の開始
(2008年3月)

【運営面】

- ①委託による運営
区委託料：約6,000万円
- ②自主事業としての運営

【世田谷区立産後ケアセンターの位置付け】

- ・ H29年10月：「世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例」制定。

条例前文より：

産後ケアセンターは、多くの母子を受入れ、乳児との生活への適応及び自己手当能力の向上の促進並びに地域における仲間づくり及び子育てに関する情報の提供等を行い、都市型の実家機能を補ってきた。こうして積み上げてきた実績を受け継ぎ、区立の産後ケアセンターとして着実に事業を運営するため、この条例を定める。

- ・ H30年4月1日：産後ケア事業ガイドラインの「区市町村独自基準型」に基づき、区立産後ケアセンターの運営を開始。
- ・ R3年4月：産後ケア事業が母子保健法（第十七条の二）に位置づけられる。

【産後ケア事業 全体像】

	区立産後ケアセンター	ママズルーム	至誠会第二病院
運営	公益財団法人日本助産師会	いなみ小児科	一般社団法人至誠会第二病院
開始	(施設開設) 平成20年3月～ (区立施設) 平成30年4月～	平成28年9月～	令和5年4月～
目的	産後の心身ともに不安定な時期に、母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）を実施し、育児不安の解消や児童虐待の未然防止を目指す。		
開所日	通年 (ただし、3/29～3/31除く)	月・火・木・金	年中無休
利用組数	15組	3組	2組
類型	ショートステイ、デイケア (きょうだい含む)	デイケア	ショートステイ
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師による母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳相談、沐浴指導 ・臨床心理士によるカウンセリング ・保育士による手遊び教室 ・オンライン相談 ・地域子育て支援コーディネーターによる子育て情報の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師による母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳相談 ・小児科医による健康相談、予防接種相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師による母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳相談、沐浴指導 ・小児科医による健康相談、予防接種相談（火、金、土のみ） ・乳房自己ケア指導
自主事業	鍼灸、ボデイケア	ボデイケア、ウォーターベッド	母乳外来

【産後ケア事業 対象者】

対象者は、

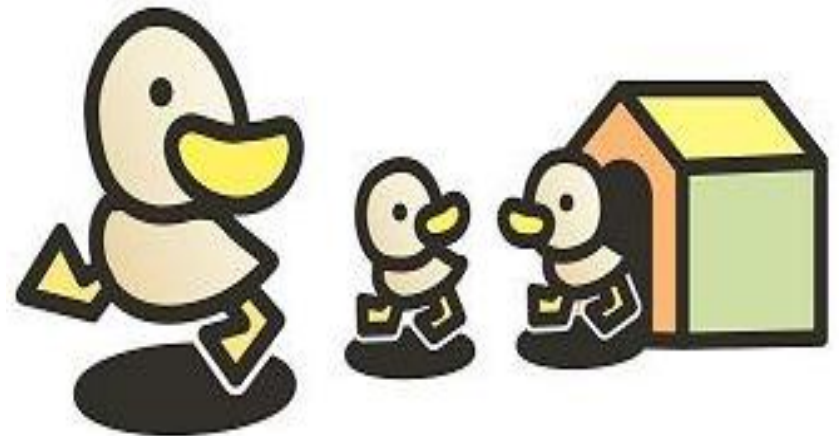
- ・母子ともに世田谷区に住所を有する
- ・産後4か月未満の母子および未就学児のきょうだい(1家族1人まで)
- ・心身の健康または育児に対する不安・疲れ等がある
- ・家族・親族等から十分な支援を受けられない

※母子ともに、医療者による医療行為が必要な場合は利用対象外となる。

- 祖父母が同居している、または近くに住んでいることを理由に、利用対象外とはしていない。
- 未熟児等で通常より長く入院していた等の理由がある場合は、利用登録期間は、修正月齢で計算して4か月未満としている。ただし、寝返りを盛んにする場合は安全面の理由から利用はできない。

【産後ケア事業 周知】

- 母と子の保健バッグ
- ネウボラ面接
- 保健師・助産師による乳児期家庭訪問
- 保健師やケースワーカーによる地区活動
- 区ホームページ
- 総合支所の窓口、ちらし置き場
- せたがや便利帳
- 子育て応援ブック



【産後ケア事業 利用料①】

母子利用

所得区分	ショートステイ	デイケア
課税世帯	1日:4500円	1日:3000円
非課税世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	1日:1500円	1日:1000円
生活保護受給世帯	1日: 0円	1日 :0円

きょうだい利用

所得区分	ショートステイ	デイケア
課税世帯	1日:1700円	1日:1000円
非課税世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	1日: 900円	1日: 600円
生活保護受給世帯	1日: 0円	1日: 0円

【産後ケア事業 利用料②】

多胎利用

所得区分	ショートステイ	デイケア
課税世帯	1日:500円	1日:250円
非課税世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	1日:250円	1日:120円
生活保護受給世帯	1日: 0円	1日: 0円

(例)

- 課税世帯・母子・6泊7日 :31, 500円(4, 500円×7日)
- 非課税世帯・母子・6泊7日:10, 500円(1, 500円×7日)
- 課税世帯・母子・双子・2泊3日:15, 000円(4, 500円×3日+500円×3日)
- 非課税世帯・母子・きょうだい・2泊3日:7, 200円(1, 500円×3日+900円×3日)

※非課税世帯(均等割のみ課税世帯含む)・生活保護受給世帯については、送迎費用を区が負担している(要件あり)。

【地域子育て支援コーディネーターによる 子育て情報の紹介】（令和3年3月～）

（地域子育て支援コーディネーターとは・・・

世田谷区における、子ども・子育て支援法に定められる「利用者支援事業」の基本型のこと。

親子が身近に利用できる場で、子育て家庭の相談を受けている。）

【開始の経緯】

産後ケアセンターの利用者へ地域の子育て情報を案内し、産後早期から身近な地域につなげていくため。

【実施状況】

- ・月2回程度、1回あたり30分程度。
- ・産後ケアセンター利用時の母子が受講できる。
- ・母子はデイルームに集合。
- ・オンラインにて実施
- ・産後ケアセンタースタッフと地域子育て支援コーディネーターが参加し、おでかけ先などについて紹介。

【産後ケアセンター オンライン相談】 (令和2年10月～)

【開始の経緯】

産後ケアセンター利用者のうち、利用後も専門職による継続的な支援が必要な母子が居る一方、新型コロナウイルス感染症の感染の恐れから、対面による相談援助を利用しにくく、また、気軽に相談できる地域とのつながりを作りにくい状況となっていた。

これらの母子の不安解消と児童虐待防止を図るために、産後ケアセンター利用中に、母体管理や育児の助言等を行い、顔の見える関係にある助産師に、センター利用後も継続して相談できる仕組みを設けることが有効であると考え、Web会議システムを活用したオンライン相談を実施している。

【対象・相談件数・相談内容】

年度	件数
R2 (10-3月)	25件
R3	105 件
R4	94件

- ・対象は産後ケアセンターを利用したことのある1歳未満の母子。
- ・週2回／1件あたり20分
- ・授乳相談(母乳の飲みが悪い、足りているか、離乳食後の授乳量がわからない、母乳外来に行く目安を知りたい、卒乳方法を知りたいなど)
- ・育児相談(泣き止まない、寝つきが悪い、体重増加が穏やかで心配 など)

【産後ケア事業 区(子ども家庭支援センター・健康づくり課)と事業所との連携のしくみ】

【個別ケースについて】

- ・利用時に気になる母子がいた場合は、事業者から保健師やケースワーカーに連絡を入れ、フォロー依頼を行う。

【事業全体について】

- ・年1回程度、合同連絡会を実施している。
参加者：子ども家庭支援センター、健康づくり課、運営事業者(助産師)、所管課
内 容：実施状況報告
連携にあたって好事例等の紹介 など

【産後ケア事業の安全管理について】

- ・区立産後ケアセンター委託者と協議し、安全管理に関するマニュアルを作成した。
（令和4年11月21日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課より
「産後ケア事業における安全管理の推進について」通知有）

・主な内容

①基本指針

- ・産後ケアサービス、感染、火災・震災、個人情報に関わる基本指針
- ・安全管理における組織体制について

②事故予防および発生時の対応策

- ・事故予防について
- ・発生時の対応

③感染予防および発生時の対応策

- ・標準予防策、新型コロナ対応、食中毒など
- ・発生時の対応

④防火・防災と発生時の対応策

- ・防火対策、発生時の対応
- ・震災対策、発生時の対応
- ・避難方法

⑤個人情報の取扱いについて

⑥職員管理 以上についてマニュアルを作成。

【産後ケアセンター 利用実績】

年度	ショート ステイ (日)	デイ ケア (日)	合計 (日)	実数 (組)	稼働率(%)
平成30	4,072	633	4,705	876	87.1%
平成31	3,592	835	4,427	764	81.3%
令和2	2,809	483	3,292	626	60.8%
令和3	3,683	672	4,355	854	80.5%
令和4	3,725	706	4,431	932	82.4%

【ママズルーム 利用実績】

年度	デイケア (日)	実数 (組)	稼働率 (%)	利用枠数
平成30	368	235	66.3%	3
平成31	308	112	58.4%	3or2 (※)
令和2	245	87	75.1%	2 (※)
令和3	323	112	77.1%	3or2 (※)
令和4	339	119	61.5%	3

(※)	利用中止	2 枠	3 枠
平成 3 1		R 2年3月1日～	
令和2	R 2年4月17日～5月31日	～ R 2年4月16日 R 2年6月1日～	
令和3		～ R 3年11月14日 R 4年1月21日～ R 4年3月24日	R 3年11月15日～ R 4年1月20日 R 4年3月25日～

【地域別利用者数(2施設合計)】

実人数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
令和3年度	334	141	238	137	69	919
令和4年度	353	140	256	145	95	989
前年比	△ 19	▲ 1	△ 18	△ 8	△ 26	△ 70

※産後ケアセンター・ママズルーム両施設を利用した者は1家庭でカウントしている。

【令和5年度以降の取組について】

(1) 令和4年度時点での課題

- ・令和4年度時点では、実施場所が2か所であり、地域的に偏りがあることから、特に烏山地域、砧地域北部に居住する母子にとっては施設が遠方にあるため利用しづらい状況にある。
- ・特に、きょうだい、多胎児、医療的ケア児の利用は実施場所への移動の負担が大きい。
- ・改正母子保健法(令和3年4月1日施行)では、産後ケア事業の対象とする時期については努力義務として「出産後一年」とされた。産後4か月以降は、周囲のサポートが少なくなる傾向がある一方で、より乳児の個性や発育・発達に合わせた育児が必要となり、母の身体的・精神的疲労が蓄積されてくる。しかしながら、既存の施設では、建物の構造や受入体制等から産後4か月以降については受け入れることができない。
- ・今後、支援を必要とする母子を確実に産後ケア事業へつなげていくとともに、産後1年未満までの対象拡大に対応できる体制の整備が必要である。

【令和5年度以降の取組について】

(2) 至誠会第二病院でのショートステイ型の実施

- ・烏山地域、砧地域北部への利便性が高く、かつ、他病院で出産した母子も産後ケア事業を利用可能である至誠会第二病院においてショートステイ型を実施

＜実施内容＞

- ・体制 : 24時間体制で助産師または看護師が常駐(産婦人科病棟と兼務)
- ・受入人数: 1日あたり母子2組程度
- ・支援内容: 母体ケア、乳児ケア、育児相談・授乳相談、母の休養
- ・対象者 : 産後4か月未満の母子
- ・利用料 : 利用料については区立産後ケアセンター(ショートステイ型)の利用料と同額とする。1日あたり4,500円
※多胎児2人目以降: 500円加算
※非課税世帯、生活保護受給世帯は減免あり
- ・開始時期: 令和5年4月1日

【令和5年度以降の取組について】

(3) 区立産後ケアセンターでのアウトリーチ型の実施

- ・母子にとって移動の負担がかからずに利用ができ、また産後1年未満までを対象とするアウトリーチ型を実施する。

＜実施内容(予定)＞

- ・体制 : 区立産後ケアセンターの助産師
- ・受入人数 : 1日あたり母子3組まで(1回の訪問につき2時間程度を想定)
- ・支援内容 : 母体ケア、乳児ケア、育児相談・授乳相談
- ・対象者 : 産後1年未満の母子
- ・利用料 : 1回あたり2,000円
 - ※多胎児2人目以降:200円加算
 - ※非課税世帯、生活保護受給世帯は減免あり
- ・開始時期 : 令和5年10月